

第三十号議案

東京都組織条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都組織条例の一部を改正する条例

東京都組織条例（昭和三十五年東京都条例第六十六号）の一部を次のように改正する。
第一条の表財務局の項の次に次のように加える。

デジタルサービス局

第二条の表財務局の項の次に次のように加える。

デジタルサービス局

一 情報通信技術を活用した行政の総合的な推進に関すること。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（提案理由）

情報通信技術を活用した行政を総合的に推進するため、デジタルサービス局を設置する必要がある。